

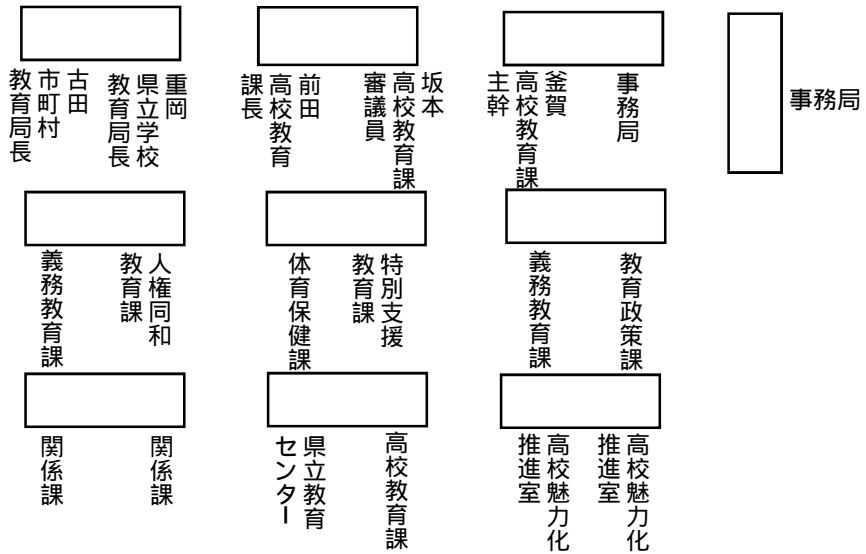
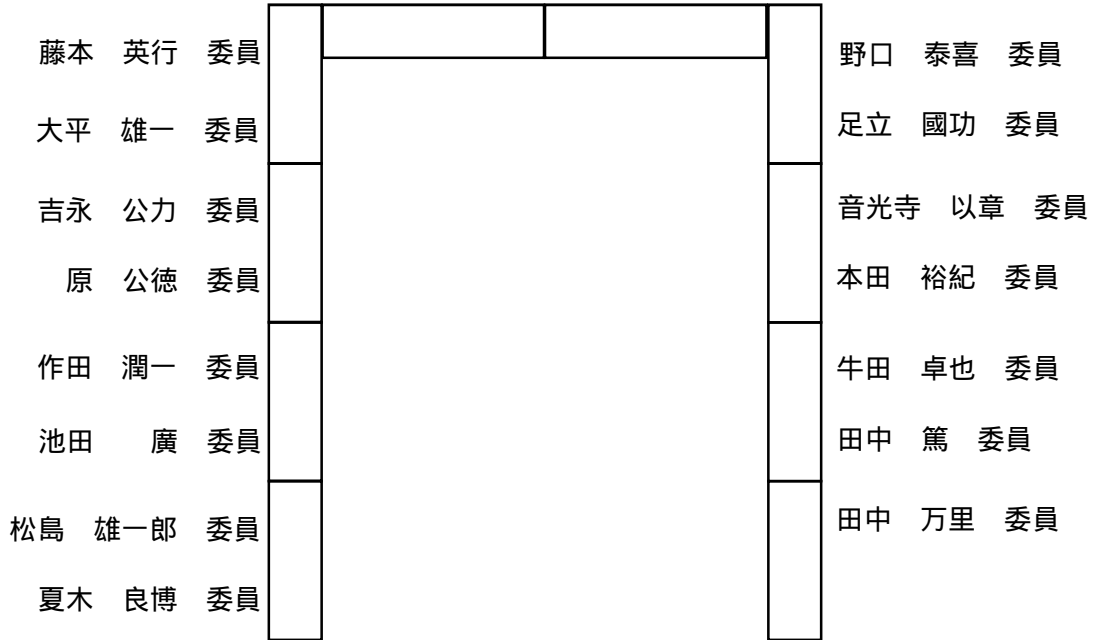
第6回県立高等学校入学者選抜制度検討委員会 会議次第

令和4年(2022年)12月21日(水) 14:30~
県庁新館2階 職員研修室

- 1 開会
- 2 出席者紹介
- 3 日程説明
- 4 会議の公開・非公開について
- 5 議事
 - (1) 第5回県立高等学校入学者選抜制度検討委員会の論点整理等について
 - (2) 入学者選抜制度の今後の方向性について
 - (3) その他
- 6 事務連絡
- 7 閉会

第6回県立高等学校入学者選抜制度検討委員会 座席表

出川 聖尚子 副会長 八幡 英幸 会長



傍 聴 席 (10脚)

記 者 席 (10脚)

県立高等学校入学者選抜制度検討委員会 委員一覧

	区 分	氏 名	役 職
1	学識経験者	八幡 英幸	学識経験者（熊本大学 理事）
2		出川 聖尚子	学識経験者（熊本学園大学 社会福祉学部 教授）
3	各種団体 関係者等	野口 泰喜	熊本県人権擁護委員連合会会長
4		藤本 英行	熊本日日新聞社編集委員兼論説委員
5		足立 國功	熊本県産業教育振興会会長
6	議会・行政 関係者	大平 雄一	熊本県議会教育警察常任委員会委員長
7		音光寺 以章	熊本県都市教育長協議会会長
8		吉永 公力	熊本県町村教育長会会長
9	学校教育 関係者	本田 裕紀	熊本県小学校長会会長
10		原 公德	熊本県中学校長会会長
11		作田 潤一	熊本県中学校長会副会長
12		牛田 卓也	熊本県公立高等学校長会会長
13		田中 篤	熊本県公立高等学校長会教育課題委員会委員長
14		池田 廣	熊本県私立中学高等学校協会会長
15		田中 万里	熊本県PTA連合会会長
16		松島 雄一郎	熊本市PTA協議会会長
17		夏木 良博	熊本県公立高等学校PTA連合会会長

県立高等学校入学者選抜制度検討委員会 関係者一覧

	氏 名	役 職
1	重岡 忠希	県立学校教育局長
2	古田 亮	市町村教育局長
3	竹中 千尋	教育政策課長
4	前田 浩志	高校教育課長
5	宮本 信高	特別支援教育課長
6	平江 公一	体育保健課長
7	藤岡 寛成	義務教育課長
8	柳田 壽昭	人権同和教育課長
9	永田 健吾	高校魅力化推進室長
10	坂本 憲昭	高校教育課審議員
11	米村 祐輔	高校教育課審議員
12	井手 正直	義務教育課審議員
13	中川 正利	県立教育センター審議員
14	釜賀 健司	高校教育課主幹
15	佃 隆樹	高校教育課指導主事
16	津ヶ原 しおり	高校教育課指導主事
17	工木 三恵	高校教育課指導主事

県立高等学校入学者選抜制度検討委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 入学者選抜制度の在り方等について検討するため、「県立高等学校入学者選抜制度検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、熊本県教育長(以下「教育長」という。)の依頼により次に掲げる事項について協議する。

- (1) 入学者選抜制度の改善について
- (2) その他、入学者選抜に関することについて

2 検討委員会は、協議の結果を取りまとめ教育長に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員16名程度で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体関係者
- (3) 議会・行政関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱した日から令和4年(2022年)3月31日までとする。ただし、審議が令和3年度(2021年度)中に終了しない場合は、1年間任期を延長できるものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、議事その他の会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討委員会は、会長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の収集)

第7条 会長は、必要があるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)8月27日から施行する。

熊本県立高等学校入学者選抜制度検討委員会運営要領

熊本県立高等学校入学者選抜制度検討委員会の会議（以下「検討委員会」という。）に関する事務手続等については、この要領に定めるもののほか、熊本県立高等学校入学者選抜制度検討委員会設置要項（令和3年8月27日施行）、「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成10年12月11日熊本県知事決定）及び「審議会等の会議の公開に関する指針の運用と解釈」の定めるところによる。

1 会議開催の周知等

(1) 検討委員会を開催するに当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに次の事項を熊本県公報に登載するものとする。ただし、緊急に開催する場合は、この限りではない。

ア 日時

イ 場所

ウ 議題

エ 傍聴者の定員

オ 傍聴手続

カ 問合せ先

キ その他必要な事項

(2) 県公報への登載のほか、会議の開催日時、場所、議題等について、報道機関へ事前に情報を提供するものとする。

2 書面による議決

(1) 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、会長の認めるところにより、事案の概要を記載した書面を委員に送付することにより賛否を問い、その結果をもって検討委員会の議決とすることができるほか、意見を徴することができる。

(2) 前項の場合において、会長は、その議決に係る事項を次に招集する会議において報告しなければならない。

3 会議へのWeb会議システムを利用した出席

(1) 委員は、会長が認めるときは、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。この場合において、Web会議システムによる出席は、県立高等学校入学者選抜制度検討委員会設置要項第6条第2項に規定する出席に含めるものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

(2) Web会議システムを利用する委員が、映像のみならず音声を継続的に送受信できなくなった場合には、音声を継続的に送受信できなくなった時刻から、県立高等学校入学

者選抜制度検討委員会設置要項第6条第2項に規定する出席に含めないものとする。

- (3) Web会議システムによる検討委員会の出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行うこととし、Web会議システムにより会議に出席する委員は、その映像及び音声を委員以外の者に視聴させてはならない。

4 傍聴の手続等

- (1) 傍聴の基本的な事項は、熊本県教育委員会会議傍聴人規則（平成13年11月21日教育委員会規則第6号。以下「傍聴人規則」という。）の規定を準用するものとする。
- (2) 傍聴受付は、会議開始30分前から行い、傍聴人受付簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
- (3) 会議開始10分前に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券（様式第2号）を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、会議開始10分前に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
- (4) 傍聴人規則第2条第1項ただし書に規定する「報道関係者で会長が特に認める者」とは、熊本県政記者会に加盟する報道機関の記者等とし、名刺等で確認するものとする。
- (5) 係員は、傍聴人に対し、傍聴人規則第4条に規定する事項を遵守するよう指示する。
- (6) 傍聴人規則第4条第6号ただし書の会長の許可は、原則として熊本県政記者会に加盟する報道機関の記者等に対して行うものとする。
- (7) 傍聴人に対し、非公開とされた部分を除き会議資料を配付する。

5 会議の公開・非公開の決定

- (1) 審議事項等についての会議の公開の可否は、原則として会議の冒頭において議決する。
- (2) 非公開とされた事項は、原則として、公開とされた事項の審議等が終了した後に審議する。

6 議事録の記載方法等

- (1) 議事録は会議の公開・非公開にかかわらず、会議の概要を記載する。
- (2) 公開とされた会議の会議資料及び議事録は、情報プラザにおいて閲覧に供するものとする。
- (3) 非公開とされた会議の会議資料についても、会議での開示・不開示の決定に従い、開示とされた部分を情報プラザにおいて閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、令和3年10月8日から施行する。

第5回県立高等学校入学者選抜制度検討委員会の論点について

第5回の観点	新たな制度に向けて	[学力検査]全員受検するのが基本になるのではないか。
		[面接]学校・学科によって、必要性を考えて実施するかどうかを検討すべきではないか。
		[配点等] 合否の判定基準を明確に示すことで、受検生や保護者は結果に納得できるのではないか。 高校側は、スクール・ポリシーやスクール・ミッションを踏まえて意図する選抜ができるのではないか。
		[選抜方法] 全ての学校で共通の制度にした方が良く、受検生が選抜方法を選択できる方が良く、という両面あるのではないか。
		[その他]二次募集や部活動の地域移行も含めて検討していく必要があるのではないか。
		入試制度の変更により、受検生や指導する中学校側に不安が生じないような手立てが必要ではないか。
	入試日程について	中学校3年間の学習や教育を充実させるため、3月上旬の実施が望ましいのではないか。 私立との入試日程の調整は必須ではないか。
高校の魅力化について	高校の魅力化についても同時進行で考える必要があるのではないか。	
	魅力化・特色化したことを入試に反映できるようにすることが必要ではないか。	
質問事項	他県の制度変更に係る周知期間、制度変更後の一部変更などの情報について	

各都道府県の入学者選抜のパターンについて

パターン	例	名称の例	割合の例	0%←	方法と割合のイメージ	→100%	当課による分析	
1	本県現行	長崎(類似)	前期(特色)選抜	上限50(熊本市以外は上限70)%	例:前期(特色)選抜50 (熊本市以外は上限70)%		○複数の受験機会が得られる。(ただし、本県の場合、全ての学科等ではない) ■前期選抜の趣旨を踏まえた検査問題の作成が求められ、作成する各学校に一定程度の負担がかかる。 ■不合格者へのケアが重要。 ■受験期間の長期化により、授業時間が十分確保しにくい。	
			後期(一般)選抜	30~50%が多い		後期(一般)選抜 (30~50%のところが多い)		
2	推薦入試	福岡、大分、宮崎、沖縄等	推薦入試	例:20%	推薦入試 (10~50%のところが多い)		○複数の受験機会が得られる。 ○学校は推薦要件を示すことで求める生徒を募集でき、生徒はより適性を生かした受験ができる。 ■推薦入試の趣旨を踏まえた検査問題の作成が求められ、作成する各学校に一定程度の負担がかかる。 ■不合格者へのケアが重要。 ■受験期間の長期化により、授業時間が十分確保しにくい。 ■評定平均等の一定の基準はあるものの、学校によっては高倍率になり、多くの不合格者が出る可能性がある。	
			一般入試	例:80%		一般入試 (50~90%のところが多い)		
3	一般入試のみ	千葉、埼玉、神奈川等	本検査	100%	例:本検査100%		○授業時間の確保ができる。 ○受験機会を一本化することで不合格体験による負担が少ない。 ■受験機会の減少による受験生の不安(進路決定への精神的負担など) ■1日に5教科の検査を実施する場合、受験生の体力的・精神的負担が懸念される。	
4	同一日程で複数の選考	青森、宮城、静岡等	選考①	学力検査重視 50~90%が多い	選考①学力検査重視 (50~90%が多い)		選考②特色重視 (10~50%が多い)	○授業時間の確保ができる。 ○受験機会を一本化することで不合格体験による負担が少ない。 ○学力と特色という二つの基準で選考されるため、実質的な複数回受験となる。 ■受験機会の減少による受験生の不安(進路決定への精神的負担など) ■1日に5教科の検査を実施する場合、受験生の体力的・精神的負担が懸念される。
			選考②	特色重視 10~50%が多い				
5	スポーツ芸術 + 同一日程で複数の選考	佐賀	スポーツ文化芸術特別選抜(指定校のみ)	10~50%程度	特別選抜10~50%程度		○複数の受験機会が得られる。 ○受験方法の選択肢が多い(各自の適性を生かした受験が可能)。 ■特別選抜の趣旨を踏まえた検査問題の作成が求められ、作成する各学校に一定程度の負担がかかる。 ■不合格へのケアが重要。 ■学科に関わらず、特定分野の実績等が重視される懸念。	
			一般選抜選考①	学力検査重視 50~90%が多い	選考①学力検査重視 (50~90%が多い)			選考②特色重視 (10~50%が多い)
			一般選抜選考②	特色重視 10~50%が多い				

＜現行入学者選抜制度の現状と課題＞

- 「県立高等学校あり方検討会」の提言等から
 - ・出願者数は減少傾向が続いている。
 - ・近年は中学卒業者数の減少を上回るペースで出願者数が減少している。
 - ・定員割れの高校が増加している。
 - ・高校の入学者選抜の倍率の低下が、中学生の学力や入学者選抜に向けての学習意欲の低下に影響しているとの指摘がある。全国学力・学習状況調査の結果を見ると、充足率が低い都道府県は得点も低い傾向が見られる。
 - ・受検者がほぼ全員入学している高校では、生徒間の学力差が大きくなり、入学後に、習熟度別指導などの多様な指導体制が求められる。
 - ・定員に対して入学者が少ないと、開講科目が減ったり、選択科目ごとの人数が減ったりするなど、教育課程の編成に支障が生じる。
 - ・定員割れが続く高校では、学校の過小評価につながり、更なる定員割れを招いているとの指摘もある。
- 検討委員会における主な意見から
 - ・「前期（特色）選抜」の不合格体験は、中学生にとって精神的な負担が大きい。
 - ・中学校で、「前期（特色）選抜」で不合格だった生徒へのケアに苦慮している状況がある。
 - ・「前期（特色）選抜」で不合格だった生徒が、結局同じ学校に「後期（一般）選抜」で合格している状況がある。
 - ・「前期（特色）選抜」で不合格者を出していても、「後期（一般）選抜」で定員に満たないことがある。
 - ・「前期（特色）選抜」で合格した生徒と「後期（一般）選抜」を受検する生徒が混在することで、授業態度等の学校生活に影響する場合がある。
 - ・あまりに早く進路決定した生徒の学習意欲が減退している状況がある。
 - ・子供たちが自分の能力、適性、意欲に応じたきちんとした学校選択をしているか疑問がある。
 - ・入試時期が早まったことで、中学校において、行事の変更、学習保障、入試事務の面で負担が大きくなっている。
 - ・入試の回数が多いことや入試時期が早くなったことで、生徒や保護者が手続きに追われている。
 - ・入試の時期が早くなり、生徒が進路について考える時間が限られている。
 - ・行事の多い時期に最大4回の入試の準備等で高校側の負担も大きい。
 - ・現行制度では、高校側は、入試にスクール・ミッションを反映できない、受検生側は、スクール・ミッションを反映した入試が受けられていない状況にある。

＜入学者選抜制度の改善について＞

(1) 入学者選抜制度の改善の方向性

- ・ 中学校の教育活動は、3年間の教育課程を確実に修了し、生徒に十分な学力や生きる力を育んだ上で、高等学校や社会に接続することが重要である。とりわけ公立中学校は、地域の子供たちが一緒に学ぶ最後の機会でもある。
- ・ 高校の選択は子供たちの将来に関わることであり、受検生及び保護者が進路について考える時間を十分確保することが必要である。
- ・ 入試に係る教師の負担が子供たちに影響することから、中学校及び高校の負担軽減は重要な観点である。
- ・ 中学校から高校への学びの接続及び高校卒業後の進路を踏まえ、基礎学力を育成することが重要である。
- ・ 子供たちの学ぶ権利の保障をはじめ、専門性や進学といった高校の特色や高校卒業後の進路を踏まえた受検先の選択、学校が子供たちの居場所となる側面、さらに、多様な能力をもった生徒を地域で育て、地域に還元するといった多面的な観点から、学力だけでなく、多様な資質・能力や意欲を評価することが必要である。
- ・ 子供たち一人一人に応じた適切な進路指導やキャリア教育が重要である。
- ・ 各高校の魅力化を踏まえ、教育方針や特色を入試に反映できることが必要である。

現行入学者選抜制度の現状と課題を念頭に、以上の観点から、改善の方向性として次の4点を踏まえた制度の検討が必要である。

- ① 入試日程を一本化する
- ② 受検生全員に学力検査を課す
- ③ 受検生の多様な能力や個性等が評価される制度にする
- ④ 高校が自校のスクール・ミッションやスクール・ポリシーを反映して選抜できる制度にする

(2) 入学者選抜制度の設計における留意点

- ・ (1) で示した改善の4つの方向性を踏まえると、入試日程を一本化し、1回の検査で複数の観点から選考する制度が望ましい。
- ・ 子供たちの学習保障の観点から、選抜の際に、すべての受検生に学力検査を課すことが望ましい。
- ・ 各高校は、受検生の多様な資質・能力をはかることができるよう、スクール・ミッションやスクール・ポリシーを踏まえた重視する観点を明確に示す必要

がある。

- ・ 選抜方法が複雑化することで、受検生及び保護者、指導する中学校に不安や負担が生じることをないよう、選抜方法の大枠については県で統一することが望ましい。
- ・ 各高校が自校の特色を示し、求める生徒を選抜できるようにするとともに、受検生が自分の適性に合った受検先を選択することができるよう、具体的な選抜方法については各高校の裁量を認めることが望ましい。
- ・ 入学者選抜制度を一本化した場合、二次募集のあり方がより重要になるため、このことも踏まえた検討が必要である。

<改善した制度のイメージ>

選考①（学力検査重視） [募集定員の一定割合]	選考②（特色重視） [募集定員の一定割合]
----------------------------	--------------------------

- ・ 1回の検査で選考①と選考②による選抜を実施する。
- ・ すべての学校が選考①及び選考②を実施する。
- ・ すべての受検生に学力検査を課す。
- ・ 選考①及び選考②で募集する割合、学力検査を実施する教科の配点や調査書における評定の配点の基準等の大枠は県教育委員会が定め、各学校の特色や主体性を生かせるよう、その枠内で各学校の裁量を認める。
- ・ 選抜内容の詳細については、今後、県教育委員会で検討する。
(今後検討が必要と考えられること)
 - ・ 選考①及び選考②の選抜の順序
 - ・ 選考①及び選考②で募集する割合の基準
 - ・ 学力検査を実施する教科の配点や調査書における評定の配点の基準
 - ・ 面接、実技検査、小論文等の実施の有無
 - ・ 具体的な選抜の日程（出願・選抜・合格発表、検査時間割等）
 - ・ 「中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜」のあり方
- ・ 募集定員に満たない学科・コースで実施する二次募集については、継続する。

(3) 入試時期

- ・新型コロナウイルス感染症に対応した現行入試日程（後期（一般）選抜の追検査及び追検査対象の二次募集の実施）により、すべての受検生に受検機会を保障できている。
- ・子供たちの学習保障を第一に、中学校生活を最後まで充実して過ごすとともに、それぞれの進路についてじっくり考え、中学校3年間の学習を確実に終えて受検に臨めるような実施時期が望ましい（3月上旬）。
- ・受検生の進路を早く決めたいという思いを踏まえると、県立高校の入試時期を今より後ろ（3月上旬）にした場合、中学生が早期に進路先を決めることのみを考えてしまうこと等が懸念される。公私立を超えて、本県の子供たちの学力を保障するという観点から、私立高校の入試時期についても併せて調整することが必須である。
- ・私立高校の入学手続きの期限等が県立高校の受検に影響しないよう、事務手続きに係る日程面についても私立高校との調整が必要である。

(4) その他

- ・制度変更する際は、受検生が不安を感じることがないように、十分な情報提供と周知期間が必要である。
- ・引き続き県立高校の魅力化を進め、高校が魅力化したことを受検生にアピールするとともに、各校の特色を入試に反映できるようにすることが必要である。
- ・すべての県立高校の魅力化の推進の重要性を前提としつつ、入試制度の検討においては充足率だけにとらわれず、受検生一人一人の強みを高校の特色とマッチングさせる視点や「何のために学ぶのか」「熊本県ではどのような子供を育てるのか」という視点が重要である。
- ・多様な能力や個性を評価する入試制度になった場合も、選抜方法や進学先に関わらず、入学後すべての子供の力が生かされるような教育委員会の取組が必要である。